

という。) 第6条の規定による交付決定の通知及び第13条の規定による補助金の額の確定の通知をし、併せて、その結果を市町村長に通知する。

(h) 補助金の請求

事業主体は、補助金の額の確定の通知があったときは、交付請求書を所長に提出する。

一般の補助金が事業の実施前に交付申請を行うのに対して、本事業は、補助対象事業が完了した後に交付申請を行う、いわゆる「実績補助方式」を採用している。これは、国の森林環境保全整備事業実施要領(平成14年3月29日13林整整第885号。以下「国要領」という。)においてこの方式が採用されていることによるものであり、その理由は、造林事業に次のような特性があるためであるとされている。

- ・季節性が強く、適期に作業を実施する必要があること。
- ・自然的、技術的条件が変動することが多く、実施前に精度の高い計画を立てることが難しいこと。
- ・1箇所当たりの事業規模が小さく、件数が多くなることから、事業を効率的に実施する必要があること。

d 事業調査(竣工検査)

国要領によれば、知事は、1施行地ごとに竣工検査を行うものとされ、原則として書類検査及び現地検査により行うこととされている。ただし、次に掲げる施行地については、無作為に10%以上の施行地を抽出して現地検査を行い、それ以外は現地検査を省略することができることとされている。

- ・間伐又は更新伐以外の施行地であって、その面積が知事の定める竣工検査内規で位置づけられた規模に満たないもの
- ・間伐及び更新伐の施行地

検査の結果、当該施行地が国要領の規定に適合しないときは、竣工と認めず、不合格又は一部不合格である旨を申請者に通知するものとされているが、同一年度内における一定期間内に手直しを行ったものについては、再検査を行うこととされている。

竣工検査内規については、林野庁から「造林補助事業竣工検査内規例」(以下「竣工検査内規例」という。)という参考例が示されているが(昭和53年3月24日53林野造第27号)、各都道府県の実情に応じて適宜修正して使用することとされている。

県では、竣工検査内規例を参考にしつつ、調査内規において、国要領により委任された事項のほか、事業調査における適否判定の基準や手続等を定めている。これによれば、事業調査は、補助金の交付申請書が提出された場合に、所長から命じられた職員により、交付申請者の立会いの下、申請に係る施行地1箇所ごとに書類調査及び現地調査により行うこととされている。ただし、現地調査については、次の基準により実施するものとされ、これ以外の場合で交付申請書に作業の完了を示す写真が整備されている場合は、省略することができることとされている。

区分	調査箇所の基準													
間伐、更新伐	<p>集約化実施計画に基づく団地(以下「団地」という。)の数に応じて、次のとおり調査対象団地を無作為抽出する。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>申請団地数</th><th>調査対象団地数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td>1</td></tr> <tr> <td>2~4</td><td>2</td></tr> <tr> <td>5~8</td><td>3</td></tr> <tr> <td>9~12</td><td>4</td></tr> <tr> <td>13以上</td><td>5以上</td></tr> </tbody> </table> <p>調査対象団地における施行地調査は、全申請団地の総施行地数の10%以上に相当する施行地を無作為抽出して行う。</p>		申請団地数	調査対象団地数	1	1	2~4	2	5~8	3	9~12	4	13以上	5以上
申請団地数	調査対象団地数													
1	1													
2~4	2													
5~8	3													
9~12	4													
13以上	5以上													
人工造林、樹下植栽	1ha以上の施行地は全箇所、1ha未満の施行地は無作為に抽出する10%以上の箇所を調査													
上記以外	2ha以上の施行地は全箇所、2ha未満の施行地は無作為に抽出する10%以上の箇所を調査													
森林作業道	全箇所													

間伐等の施業間隔については、申請箇所において過去5年以内に間伐等の施業が行われているか否かを関係書類により確認することとされている。

申請箇所と実際の施行地の位置とが合致するか否かについては、森林計画図又はGPSにより照査、確認することとされている。

【不適正事由の具体的な内容】

事由	森林作業道	間伐等
未施工	・交付申請時において全く工事が行われていない申請	・交付申請時において、全く施業が行われていない申請
要件不適合	・既設作業道の一部補修を開設として申請	・伐採率が不足している整理伐又は間伐の申請など
重複申請	—	・5年以内に同一作業種の再申請が認められていないもの（間伐、除伐等）の部分的な重複申請
一部未施工	・申請延長のうち、一部のみ開設してある申請	・申請面積のうち、一部のみ施業してある申請（未完了の間伐等） ・申請地内に除外すべき部分（グラウンド、岩石地等）を含む申請
適用単価誤り	・補助単価の条件（横断勾配、除根の有無）と異なる申請	—

(b) 地域で進める里山集約化事業

地域で進める里山集約化事業の補助対象は、原則として事業終了年度の翌年度末までに間伐等の森林整備を実施することを条件に、里山の森林整備に必要な森林の調査、整備対象森林の区域の特定及び森林所有者の同意取得等の支援を行うものであるところ、県の調査によれば、本事業により組合に交付金が交付された案件の全てについて、森林所有者からの同意取得等の作業は実施されていたものの、翌年度中に実施すべき森林整備の一部又は全部が実施されていなかった。

(c) 林業再生総合対策事業

林業再生総合対策事業における林内路網整備については、市町村道との重複区間は補助対象外とされているところ、県の調査によれば、平成21年度から23年度までの期間において本事業による補助金の交付を受けて開設した3件の森林作業道ないし作業路について、その全部又は一部が町道と重複し本来補助対象とならないものであった。その内容は、次のとおりである。

年度	市町村	事業種	補助金額	不適正理由
21	池田町	中核作業道	79,182千円	全線町道と重複
22	池田町	中核作業道	15,812千円	全線町道と重複
23	池田町	作業路	8,293千円	一部町道と重複
計			103,287千円	

(I) 監査委員による現地調査等

a 実施方法

監査対象とした組合の補助金の申請件数は2,000件を超え、交付された補助金は総額20億円余に上り、膨大な量の関係書類や夥しい数の施行地とされる場所が存在すること、法第242条第5項の規定により住民監査請求があった日から60日以内に監査及び勧告を行わなければならないこと、不適正事案の発覚以来現在まで県による詳細な調査が続けられ、その結果は、順次、検証委員会において委員による検証を受けていること等の事情に鑑み、監査委員による現地調査等は、県による調査が合理性及び信頼性を有するものであるか否かを確認することに主眼を置いて行うこととした。

b 現地調査等の実施

不適正な申請とされる事案について、具体的にサンプルを抽出し、補助金関係書類の調査及び申請に係る施行地の現地調査を実施した。その結果確認した事実は、次のとおりである。

【事案1】平成25年度森林環境保全直接支援事業（第7回） 池田町 大峰キャンプ場線

として、実行総括表、実行内訳書、工事箇所に関する位置図（実測図）、測量野帳、作業員に関する社会保険等の加入実調査表、現地の「施工前」「施工後」とする写真4点及び施工状況の写真3点が添付されている。

- 補助金の交付決定及び確定に関する起案書

交付申請関係書類のほか、完了検査に係る書類として平成25年9月18日に北安林務課の職員が組合の職員の立会いの下で現地調査を実施したとする検査野帳及び当該現地調査の写真3点を添えて、補助金の交付決定及び確定を行う内容の起案書が同月26日付けで起案され、同月30日付けで決裁を受けている。検査野帳には、調査職員の記名・押印があり、立会者の欄には組合の職員名のゴム印が押され、測点2か所（区間）における延長及び横断勾配の計測値の記載が認められる。

調査内規に定める調査項目について、検査野帳からは、終点の状況を確認した事実は認められず、幅員についての記載もなかった。

- 支出負担行為決議書及び支出命令書

補助金の確定を受け、同日付けで支出負担行為の決議がなされた。組合から提出された交付請求書に基づき、本事案も含めた補助金20,529,800円を当該請求書に記載された組合の預金口座に平成25年10月9日付けで支払う旨の支出命令が、同月1日付けで行われた。

(b) 現地調査

現地において確認したところ、同線起点付近においては、比較的新しい時期に斜面を切り開いて作業道を敷設し敷砂利を施した状況が認められ、ところどころに測量杭の痕跡も認められた。さらに奥まで調査を進めると、路面に落ち葉が堆積し草が生え、十分な敷砂利や測量杭の痕跡が認められない部分が現れ、古い時期に開設された作業道であることを疑わせる状況が認められた。調査に随行した北安林務課の職員から、一部既設道を「開設」として申請した疑いがある旨の説明があった。

【事案3】平成23年度森林環境保全直接支援事業（第5回） 松川村

工事の内容	森林作業道の開設 272m
事業費	246,000円
補助金額	101,300円（国：73,800円、県：27,500円）
完了日	平成23年10月13日
交付申請日	平成23年12月28日
完了検査日	平成24年1月31日
交付決定日	平成24年2月23日
支払日	平成24年2月29日
県の判定	未施工（既設道による架空申請）

申請書の添付書類として、工事箇所に関する位置図、実測図、測量野帳及び作業員に関する社会保険等の加入実施調査表が添付されている。検査野帳については、平成24年1月31日に北安林務課の職員が組合の職員の立会いの下で現地調査を実施したことを表す調査職員の記名・押印と組合の職員名の記載があり、測点2か所（区間）における延長及び横断勾配の計測値が記載されている。この際に計測された横断勾配はいずれも「0」であり、平地を示す値であるにもかかわらず、組合は、標準単価の最も高い「地山勾配29度以上」で申請を行っていることが認められる。当該現地調査の写真及び現地での施工前後の写真は添付されていない。

調査内規に定める調査項目について、検査野帳からは、終点の状況を確認した事実は認められず、幅員についての記載もなかった。

本事案の森林作業道は、平成20年に撮影された空中写真において既にその存在を確認することができ、過年度において開設されたものであることを確認した。

【事案4】平成25年度森林環境保全直接支援事業（第7回） 池田町 堀之内①、②

施業の内容	①間伐・更新伐 1.00ha ②間伐・更新伐 4.00ha
事業費	①2,237,000円 ②4,125,000円
補助金額	①921,100円(国:671,100円、県:250,000円) ②1,698,500円(国:1,237,500円、県:461,000円)
完了日	平成26年2月28日
交付申請日	平成26年3月7日
完了検査日	平成26年3月10日
交付決定日	平成26年3月14日
支払日	平成26年3月24日
県の判定	未施工

(a) 書類調査

・補助金交付申請書

本事案に係る交付申請関係書類について、申請書並びに実行総括表及び実行内訳書は【事案1】において述べたものと同一のものである。

本事案に固有の添付書類として、①については、工事箇所に関する位置図、実測図、測量野帳、間伐材搬出材積集計表、搬出材積計算表、間伐材の出荷先が発行したと思われる「市壳丸太壳上明細表」やチップ材に係る「原木集計表」、作業員に関する社会保険等の加入実施調査表、現地の「施工前」「施工後」とする写真4点及び「施工状況」とする写真2点があり、②については、工事箇所に関する位置図、実測図、測量野帳、間伐材搬出材積集計表、搬出材積計算表、市壳丸太壳上明細表、プロット調査の結果表(3か所分)、作業員に関する社会保険等の加入実施調査表、現地の「施工前」「施工後」とする写真3点及び「施工状況」とする写真1点が添えられている。

・補助金の交付決定及び確定に関する起案書

補助金の交付決定及び確定を行う内容の起案書は、【事案1】において述べたものと同一のものであり、本事案に固有の完了検査に係る書類として、①については、平成26年3月10日に北安林務課の職員が組合の職員の立会いの下で現地調査を実施したとする検査野帳及び当該現地調査の写真2点が添付されており、検査野帳には、調査職員の署名・押印があり、立会者の欄には組合の職員名のゴム印が押され、測点2か所(区間)における距離、方位角及び高低角の計測値の記載が認められる。②については、同日に北安林務課の職員が組合の職員の立会いの下で現地調査を実施したとする検査野帳及び当該現地調査の写真2点が添付されており、検査野帳には、調査職員の署名・押印があり、立会者の欄には組合の職員名のゴム印が押され、測点2か所(区間)における距離、方位角及び高低角の計測値のほか、間伐の実施率及び間伐による搬出材積の記載が認められる。

間伐の場合、調査内規上は、施行地内の標準とみなされる任意の場所において、原則として10m四方の標準地(プロット)を設定して本数調査を実施し、伐採本数を伐採前の成立本数により除して得た間伐率が概ね30%以上40%以下の場合に限り合格と判定することが規定されているが、①の検査野帳には間伐率の記載がない。②については、検査野帳に間伐率の記載はあるものの、プロットの位置を示す記載は残されていない。

・支出負担行為決議書及び支出命令書

支出負担行為決議書及び支出命令書は、【事案1】で述べたものと同一のものである。

(b) 現地調査

現地において確認したところ、①及び②のいずれについても、間伐等を実施した痕跡を認めることができなかった。特に、①については、申請地の中に本来除地として申請の対象から除外すべきグラウンドが含まれていることを確認した。

【事案5】平成25年度みんなで支える里山整備事業(第5回) 大町市 二ツ屋

施業の内容	間伐 4.97ha
事業費	1,455,000円
補助金額	1,309,500円(国:786,00円、県:523,500円)
完了日	平成25年12月20日
交付申請日	平成25年12月27日
完了検査日	平成26年1月15日
交付決定日	平成26年1月29日
支払日	平成26年2月7日
県の判定	一部未施工

(a) 書類調査

・補助金交付申請書

平成25年12月27日付け組合から「森林造成事業（森林環境保全整備事業）補助金交付申請書」が提出され、添付書類として、実行総括表、実行内訳書、工事箇所に関する位置図、実測図、測量野帳、作業員に関する社会保険等の加入実施調査表、現地の「施工前」「施工後」とする写真6点、「施工状況」等とする写真9点及び二ツ屋地区みんなで支える里山整備協定書が添付されている。

・補助金の交付決定及び確定に関する起案書

交付申請関係書類のほか、完了検査に係る書類として平成26年1月15日に北安林務課の職員が組合の職員の立会いの下で現地調査を実施したとする検査野帳及び当該現地調査においてプロット調査を実施した箇所の写真2点を添えて、補助金の交付決定及び確定を行う内容の起案書が同月27日付けで起案され、同月29日付けで決裁を受けている。検査野帳には、調査職員の記名・押印があり、立会者の欄には組合の職員名が記され、測点2か所（区間）における距離、方位角及び高低角の計測値並びに間伐率の記載が認められる。

プロット調査を行った2か所については、検査野帳（又は実測図）に表示がなされていない。

・支出負担行為決議書及び支出命令書

補助金の確定を受け、同日付けで支出負担行為の決議がなされた。組合から提出された交付請求書に基づき、本事案も含めた補助金23,023,800円を当該請求書に記載された組合の預金口座に平成26年2月7日付けで支払う旨の支出命令が、同年1月30日付けで行われた。

(b) 現地調査

現地において確認したところ、主要木の間伐が明らかに不足しているために林内に十分な光が届いていない場所がある一方、主要木の間伐が適切に行われて、林内で一定の明るさが確保されている場所も認められた。

2 判断

以上のとおり確認した事実関係を総合し、次のとおり判断する。

(1) 県による調査等の合理性

前述したように、県の調査は、第1に関係書類の確認、第2に現地確認、第3に組合からの聴取りの3段階により実施されているところ、第1段階の関係書類の確認においては、組合に係る平成19年度以降の補助金関係書類について、申請ごとに必要とされる図面や写真等の資料が添付されているか否か等について入念に点検し、必要に応じて森林GISや航空写真との照合、既設道路との重複の有無、重複申請の有無等の確認を組み合わせて実施しており、申請書類以外の客観的資料等による確認の努力も払われている。また、第2段階の現地確認においては、第1段階の書類での確認の結果疑義のある申請について、実際に現地に赴き、申請事実の存否について、調査内規に則って実測を行うなどして確認している。このうち、間伐等にあっては、その確認箇所の多さから、限られた人員と時間の中でより効率的に現地確認を行うことができるよう、要領を定めて調査方法や判断基準の統一を図り、一定の調査水準の確保に努めていることが認められる。存否の判断についても、調査担当職員の一次的な判断のみに依存することなく、北安林務課及び林務部森林づくり推進課の協議を経て、最終的には合同調査班が決定することとしており、判断の客観性を担保するための手続が踏まれていることが窺える。さらに、第3段階として、補助金関係規程に照らして不適正な申請と考えられるものについて、組合から見解を徴し、なお必要があれば再度現地確認を行うなどの手続を経て、これらの調査等から得られた結果を総合し、県として存否に関する最終的な判断を行ったことが認められる。

これらをもとに総合的に判断すれば、県による調査は、限られた時間と人員の中でとり得る最善の方法により行われたものであり、合理的な過程を経て存否の判断がなされていると認めることができるから、現時点においては信頼のおける調査が進められているものと考える。先日、中間報告書に記載されている調査結果の一部について訂正がなされたところであるが、早急に調査結果を確定させて公表する必要がある。

25年度までの間に組合が行った信州の森林づくり事業における森林作業道の整備に係る申請411件のうち、92.9%に当たる382件までが不適正と判定され、その62.6%に当たる239件が「未施工」と判定されたことは、本来、厳正に行われるべき現地調査がほとんど機能していなかったことを示すものであって、財務会計上の事務処理として杜撰ずさんというほかはない。

かかる状況に鑑み、林務部においては、財務会計上の行為として行われる現地調査の重要性を職員に再認識させ、調査内規に沿った現地調査が確実に行われるよう徹底されたい。

イ 間伐等

間伐等については、国要領において無作為に10%以上の施行地を抽出して現地検査を行うべきことが定められている。調査内規においても、総施行地数の10%以上となるよう施行地を無作為抽出して現地調査を行うべき旨規定されている。この方法をとることにより、事業主体に対する牽制作用が働き、抽出調査の有効性が担保されるものであるが、監査対象機関に対する調査においてその状況を確認したところ、事業主体の案内する施行地において調査を実施していた状況が窺われ、無作為抽出とは懸け離れた実態があることが判明した。

このため、林務部においては、現地調査箇所の選定において無作為抽出を徹底するとともに、調査内規にも規定されている本庁職員等の無作為抽出による現地確認の実施を検討し、現地調査における牽制機能の確保を図られたい。

(3) 検査野帳の記載方法の充実等

(1)において触れた事案では、検査野帳にプロット調査の結果に関する記録はあるが、施行地内のどの地点で実施したのかが記録されていないため、後日、再調査の必要が生じた際に、当初の調査内容の適否を確認する上で支障が生じることが考えられる。

竣工検査内規例においては、検査員が検査のために踏査した経路、検測した線又は検測点及び標準地又は検定した苗間列間のおよびその位置について、施業図又は検査調書に朱書きすべきことを規定している。この方法は、現地調査の信頼性のみならず、調査内容の再現可能性を担保する上で一定の効果があるものと思われる。

このため、林務部においては、検査野帳の記載方法の充実について検討するとともに、調査職員によって記載内容に偏りのないよう周知徹底を図られたい。

監査委員事務局